令和元年10月1日発行（毎月1回1日発行）

JACIC news 2019
10月号/No.365

JACIC 一般財団法人 日本建設情報総合センター

ニュースと解説

知っておきたい税・社会保険分野における改革

■はじめに

顔を真っ赤にして老若男女を叱ってくれるNHKの某人気番組に「働き方改革のコーナー」が新設されるなど、働き方改革が広く一般に定着しました。

今年は、4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、これまでの労働制度や労働環境、雇用形態などの抜本的な改革に向けた取組が本格化し、今とこれからの日本社会に必要な変化を肌で感じることのできる一年になりそうです。

そこで今回は、働き方改革の一方で進められている税・社会保険分野における改革についてご紹介します。

■国税の電子申告の義務化

政府は、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）の重点分野の一つである電子行政分野における取組として、平成29年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」を策定し、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を令和5年3月までに目指す方針を決定しました。

税・社会保険の分野で、政府はデジタル・ガバメントを実現すべく、具体的な動きに乗り出しています。

本題に戻りますが、その中で年々国税の電子申告・納税システム（e-Tax）が普及しています。平成30年度の法人税申告オンライン利用率は8割を超える84.3％となりましたが、資本金が1億円超の「大法人」の利用率は6割弱となっています。（出典：「平成30年度におけるe-Taxの利用状況等」国税庁）

その「大法人」について、令和2年4月以降、順次電子申告の義務化が行われることとなりました。

具体的には、義務化対象税目として、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、法人事業税などが挙げられます。

なお、①令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されること、②法人税及び地方法人税については、「大法人（但し、事業年度の開始時に資本金が1億円超であることが条件）」と「相互会社、投資法人及び特定目的会社」が電子申告義務化の対象となること、③消費税及び地方消費税については、上記の法人に加えて、「国・地方公共団体」も対象となること、④義務化の対象法人に該当した場合、義務化の対象となる事業年度の開始日から1カ月以内に、所轄税務署長に「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を提出しなければならず、既に電子申告に対応している法人であっても届出の提出が必要となること、について格段の注意が必要です。

更には、法令上の対象手続は「確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の申告書、修正申告書及び還付申告書」、対象書類は「申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て」、とされており、勘定科目内訳明細書等も必要対象書類となります。

資本金が1億円以下の「中小法人」等は義務化の対象とされていませんが、法人税等の申告データをよりスムーズに提出できる環境が整いゆく中、利便性向上施策については適用となります（図-1参照）。

図-1　利便性向上施策の分類

なかでも、令和2年4月以後、終了事業年度の申告から適用される、「添付書類の提出方法が拡充される点」と「勘定科目内訳書の記載内容が簡素化される点」について着目します。

例えば、私たちが日常メールソフトやSNS等から何らかのデータを送受信する際、思いのほか大容量でうまくいかなかった、ということが起こります。

義務化に伴って、送信容量はより増大されますが、こうした送信容量の制約によって、大容量の申告データ等を送信できない場合には、「別表の明細書記載分」、「財務諸表・勘定科目内訳書」はCSV形式へ、「第三者作成書類等」はPDF形式へと変換し、光ディスクなどの媒体を利用しての提出が行えるようになります。

続いて、勘定科目内訳明細書の記載件数が100件を超える場合について、①売掛金（未収入金）や買掛金（未払金、未払費用）など、記載量が多い傾向の14勘定科目について、上位100件のみを記載する方法、②記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、支店、事業所別の合計金額を記載する方法、とすることができるようになります。

また、一部の記載項目である、「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄や、「借入金及び支払利子の内訳書」の「借入理由」欄なども削除され、それぞれ

ニュースと解説

簡素化が行われます。

日本国内で電子政府の活用が拡充する中、義務化を控えた大法人だけでなく、中小法人も積極的にe-Taxを活用していくことは、煩雑な申告業務の効率化と併せて、将来的な義務化に備える意味でも良策となるのではないでしょうか。

↓詳細はe-Taxのホームページにて確認できます。

http;//www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/gimuka.htm

※「大法人の電子申告の義務化の概要」と「利便性向上施策等」について

■社会保険・労働保険の電子申請の義務化

厚生労働省は、行政手続に必要な事業者の作業時間を削減し、効率化すべく、社会保険・労働保険についての一部手続の電子申請義務化を発表しました(図－2参照)。

義務化の対象は「特定の法人」で、令和2年4月以降に開始する事業年度より適用されます。

図-2　社会保険・労働保険の電子申請義務化手続

ここでいう「特定の法人」とは、「資本金又は出資金額が1億円を超える大法人又は中小法人等」、「相互会社(保険業法)」、「投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律)」及び「特定目的会社（資産の流動化に関する法律)」のことを指します。

社会保険・労働保険の電子申請の義務化については、同時期に電子申告が義務化される「大法人」だけでなく、前述した条件を満たす法人は中小法人であっても対象となります。

実際の手続方法は、①e-Gov（イーガブ／電子政府の総合窓口）電子申請システムを利用する方法、②外部連携APIシステムを利用する方法、の2種類となっています。

先ず、①e-Gov電子申請システム、を利用する場合は、必要な情報を入力し、一件ずつ申請を行う流れとなります。

システム利用環境がしっかりと整っていれば、社内にいながらにして直接申請できて便利である一方で、現状動作環境が限定的（Windowsのみ可能）であること他、作業に慣れるまでは負担となってしまうなどの側面もあるようです。

続いて、②外部連携API対応システム、を利用する場合は、現在利用している労務系システムがe-Gov電子申請システムとAPI連携できるものであるかどうかが鍵となります。

既に利用しているシステムとの連携が可能であれば、仕様次第で、柔軟な対応を取ることができ、申請届出事項の入力効率化などに繋がる一方、外部連携API対応システムがない場合は、導入費などが必要となってきます。

現在、外部連携APIの使い勝手を向上させるため、厚生労働省でも総務省と連携し、ベンダーとの協議を頻繁に実施しており、ユーザビリティの高い外部連携API対応システムの普及に取り組んでいます。

電子申請を行うにあたって必要な諸準備については、図-3でお示しします。

e-Gov電子申請システム	外部連携API対応システム	共通
利用に必要な環境整備 ・対応OSかどうか確認（Windows） ・ブラウザ設定の確認（ポップアップブロック等） ・e-Gov専用アプリケーションのインストール	**利用に必要な環境整備** ・利用中の労務系システムかAPI連携に対応しているかどうかを確認（対応していなければ利用できない。必要に応じて、利用ベンダーへ問い合わせる）	**電子証明書の取得** ・発行は認証局（対象の認証局は複数あるため、ホームページの案内を確認して発行する）
パーソナライズの開設 ・手続き、提出した申請の情報管理機能等を使えるよう登録（e-Govホームページより開設。会員登録のようなイメージ）		
添付書類の準備 ・申請、届出書の添付書類形式を行政手続き案内ページより確認して準備する		

図-3　電子申請に必要な事前準備

なお、電子証明書の発行には、手数料が掛かるため、各認証局へ詳細の確認が必要となります。

また、申請・届出等の手続によって、利用できない電子証明書があるため、所轄の行政機関に確認し、認証局に問い合わせた後に、電子証明書の発行を受けることになります。

なお、電子申請の義務化について、電子申請をしなかった場合の罰則規定がありませんが、正しく手続が行われないと申請自体が無効となって、受理されない、といったケースとなることも想定されます。

業務の効率化の足掛かりとして電子申請を活用出来れば、義務化も果たせて、効率化も行えて、働き方改革も進めていける、まさに一石三鳥となるのではと考えるところです。

↓詳細は、e-Govのホームページにて確認できます。

https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/

※e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ

■おわりに

デジタル環境は、利活用にあたってのハードルが下がり、利便性が向上し続けており、全世代において一層身近なものとなりました。

政府が掲げるIT戦略では、「すぐ使えて」、「簡単で」「便利な」行政サービスの実現を目指す、とされています。

経済活動において必要不可欠な税・社会保険分野における時間や労力、費用の軽減策ともいえるe-Taxやe-Govをはじめ、多様に変化する社会にあわせて続々と施策がたてられており、従来のやり方だけでなく、新たな切り口で対応することが私たちに段階的に求められています。

法改正や日本のこれからには常に感度の良いアンテナを張り、必要な情報をもとに歩みを進めていけば、より迅速で正確、円滑な魅力的な社会活動が行えて、より魅力的な経済社会へと生まれ変わるのではないでしょうか。

（総務部）

JACIC便り

JACICクラウド発表会の開催案内

JACICでは、i-Constructionの推進を支援するため、プラットフォーム整備環境の要となる「JACICクラウド」の構築を目指しつつ､ICT技術活用の提案などをしています。

この度、以下の3部構成で「JACICクラウド」に関する活動状況の発表会を開催する運びとなりました。

例年開催している「建設情報研究所研究発表会」「研究助成事業成果報告会」に加え、今回は、神戸大学の飯塚敦教授と、株式会社砂子組の真坂紀至部長より、ご講演いただくことになりました。皆様のご参加をお待ちしています。

○日時：令和元年11月14日（木）10：00～16：45
○会場：TKP赤坂駅カンファレンスセンター13階
○定員：170名
○JACICホームページより参加申込みをお願いします
○継続教育CPDポイント対象プログラムです
・土木学会（建設系CPD協議会）
・日本測量協会（測量系CPD協議会）

【第1部】 第21回 JACIC建設情報研究所研究発表会（10：00～12：00）

理事 尾澤　卓思	JACIC クラウドによる新現場力の実現
建設情報研究所 総括首席研究員　下山　泰志	社会基盤情報標準化委員会の検討状況と今後の方向性
建設情報研究所 研究開発部　次長　竹内　実	データや 3 次元モデルを活用した事業監理
建設情報研究所 研究開発部　部長　竹田　正彦	災害時の現場把握に資する 360 度カメラの活用研究
システムエンジニアリング部 参事　園田　良一	JACIC クラウド（デモンストレーション）
建設情報研究所 研究開発部　次長　鈴木　勝	BIM/CIM 普及状況調査

【第2部】 特別講演（13：00～14：50）

神戸大学　都市安全研究センター 教授　飯塚　敦	【特別講演】「受注型」受身から「ソリューション解決型」提案へ ～都市丸ごとのシミュレーション技術を用いた市場創成の可能性～
株式会社砂子組 企画営業部長　真坂　紀至	【特別講演】（仮題）地方からのチャレンジ

【第3部】 第17回 JACIC研究助成事業成果報告会（15：00～16：45）

一般社団法人 電子情報通信学会 規格調査会 IEC/SC 3D 国内対応委員会 委員長　村山　廣	【2 年間の研究】IEC 62656 を用いた BIM-CDD 間インタフェースの仕様開発及び国際規格提案
舞鶴工業高等専門学校　建設システム工学科　教授　玉田　和也	【中間報告】市民協働型インフラ管理体制の構築に向けたインフラ観察システムの開発
摂南大学　理工学部　電気電子工学科 講師　工藤　隆則	【若手研究】河川流域の生物調査のための Web データベースシステムの構築とその活用に関する研究
大阪市立大学大学院　工学研究科 准教授　吉田　大介	【1 年間の研究】防災教育向け AR アプリの開発とその活用に関する研究
東京大学大学院　工学系研究科 特任研究員　松本　弘一	【1 年間の研究】コム距離計を用いた大型構造物の三次元データの高精度化および絶対変形の計測

※発表内容は変更になる場合があります。

終了後、17時よりJACIC意見交換会を予定しています。

（建設情報研究所　研究員　清水知子）

BIM/CIMコーナー

BIM/CIMの動向(その44)

― データ共有環境の適用 ―

1. はじめに

建設事業と資産管理の関係者間の情報共有は、施設の効率的な納入と運用において重要です。

高い品質基準の達成と既存の知識と経験の再利用を加速させるために、新たな情報共有環境で作業を行う組織が増加することが想定されます。そのような情報共有環境は、データの損失、矛盾、誤解を招くことなく効率的にデータの伝達や再利用、共有を行うことが可能です。

このようなアプローチによって追加の作業が生じることはありません。しかしながら、本当の意味での協業では、チーム内の相互理解や信頼に加えて、これまでより高度な標準化プロセスが必要となります。情報が一環として適時に作成され、入手可能な状態になる場合であっても同様です。

情報要件は、情報が最も効率的に生産される地点までサプライチェーンの下方に向けて伝達されなければならず、反対に情報がサプライチェーンの下方から上方へ向かう場合には照合を行う必要があります。

非標準データの修正、データ複製に関する問題解決、データ作成技術の習得等、多くのリソースが費やされています。このような無駄は、データ共有環境（CDE：Common Data Environment）の概念と原則を導入することにより削減することができます。

2. データ共有環境とは

データ共有環境（CDE）は、データと情報を管理するシステムです。

CDEは、単なるウェブベースまたはクラウドベースの「データルーム」ではなく、ユーザーが最新のバージョンのファイルまたはモデルを使用するかを確認し、どのような用途で使用できるかを伝えるために必要なプロセスとルールで構成されています。

3. 英国での事例（Crossrailプロジェクト）

(1) 概要

2018年開通したCrossrailの土木工事は、欧州最大級のものです。2010年から2011年にかけて英国政府が主導する「BIM革命」が始まった時期ですが、本プロジェクトはすでに着工していましたが、その後「BIM Level2」要件として「Data and Information Strategy」、「Data Management Guide」および「Requirements Strategy」が追加されました。

BS1192ベースのワークフローは、すべての設計図面とモデルに対して「技術情報管理システム：ECMS（engineering content management system）」を用いて実装され、CDE全体のコンポーネントのうち一部の文書管理システムとウェブベースの地理情報システムによって補完されています。さらに、資産管理データベースの導入によりライフサイクル全体の情報管理（Whole Lifecycle Information Management）に向けた一歩が達成されています。

(2) CDEの適用

本プロジェクトにおける請負業者と関係者は多数で、プロジェクトで生じる情報量も大きいものとなりました。

本プロジェクトでは、元々のデータフォーマットに問わず、空間データの最大限の統合を目指しました。

プロジェクトに関わる構造、地質、騒音および振動、その他多くの情報を生成すると同時に膨大なデータを要求していました。さらに、プロジェクトの様々な段階でコンサルタントによって作成、まとめられた多くの報告書や過去の図面等がありました。その他に資産管理に関するもの、法務に関するもの等がありました。

プロジェクトに携わる全ての関係者がデータを直ちに利用できること、より新しい情報の更新できること、不適切なデータ管理によるリスク等について検討されCDEが適用されています。

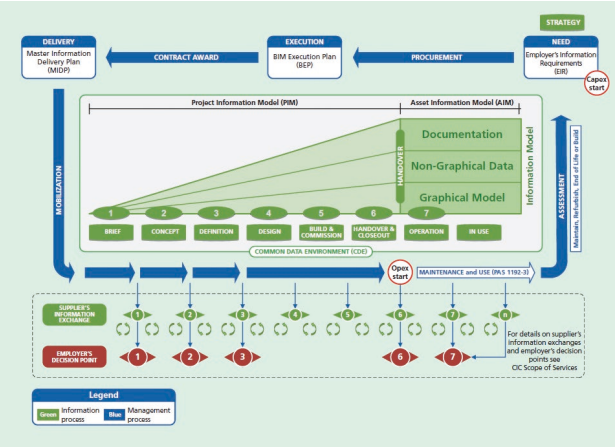

図-1 The information delivery cycle (PAS1192-2：2013)

参考文献

・PAS1192-2：2013 Incorporating Corrigendum No.1 Specification for information management for the capital/delivery phase of construction projects using building information modelling

・Handbook for the introduction of Building Information Modelling by the European Public Sector

（研究開発部 次長 徳重政志）

地方便り

東北地方センターの活動

はじめに

東日本大震災から8年が過ぎ、東北地方は、防潮堤工事や復興道路など、復興インフラの整備の完成に向け着実に進んでいると感じているところです。

一方、公共調達システム等の情報を提供するため、地方公共団体を訪問すると、災害時に建設されたプレハブ建ての仮設庁舎で、現在も執務されている市町村が見受けられます。

東北地方センターは、公共調達システムの普及等を通じて、地域の復興の先を見据えた「ビヨンド復興」にも貢献できればと考えております。

今回は、東北管内の公共調達システム等の新規活用状況と、最近の主な活動についてご紹介します。

◆「公共調達システム等」の新規活用状況

平成30年7月から令和元年8月末まで、以下システムの県市町村の無料試用及び、新規契約の状況は、下表の通りです。

・コリンズ：工事実績情報システム
・テクリス：業務実績情報システム
・コブリス：建設副産物情報交換システム

無料試用・新規契約一覧表

		コリンズ	テクリス	コブリス
青森県内	無料試用	2	4	10
	新規契約	0	0	6
岩手県内	無料試用	4	4	5
	新規契約	3	3	1
宮城県内	無料試用	2	4	5
	新規契約	0	2	3
秋田県内	無料試用	1	1	1
	新規契約	2	2	1
山形県内	無料試用	2	3	12
	新規契約	0	0	7
福島県内	無料試用	2	5	17
	新規契約	0	1	14
東北全体	無料試用	13	21	50
	本契約	5	8	32

◆「建設技術公開 EE東北'19」の出展

令和元年6月5～6日の2日間、「夢メッセみやぎ」において「EE東北'19」が開催されました。

JACICは、EE東北'19を後援するとともに、展示会場には、「JACICクラウド」、「建設副産物情報交換システム」、「BIM／CIM」などのパネルを展示し、新技術プレゼンテーションにおいては、「JACICクラウド」と題し尾澤理事より発表しました。

展示ブースの様子

JACICクラウドの発表

◆「東北地方コアシステム会議」の開催

この会議は、JACICと東北管内の県・市町村の関係団体の参加により、電子入札システムに関する意見交換の場として毎年開催しております。

今年は、6月25日に仙台市内で開催し、事務局からの最新の情報の提供や、会員相互の意見交換が活発に行なわれました。

（東北地方センター長　高橋孝男）

■編集・発行　一般財団法人日本建設情報総合センター
〒107-8416　東京都港区赤坂7丁目10番20号アカサカセブンスアヴェニュービル
TEL.（03）3505-2981〈代表〉　FAX.（03）3505-0414
ご意見・お問い合わせ先：http://www.jacic.or.jp/about/syozai/syozai.html
JACICホームページ　http://www.jacic.or.jp/
編集・構成　日本印刷㈱
電話　03-5911-8660